

島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の分限に関する条例の
一部改正について

1 改正要旨

地方公務員法の規定により条例で定めることができる失職の例外規定を
改めるもの。

2 改正内容

- (1) 会計年度任用職員が、禁錮以上の刑に処せられその執行を猶予された場
合に、故意や重過失でないときは失職の例外とする規定について、その適
用範囲を公務上に限らないものとするよう要件を見直す。
- (2) その他文言整理を行う。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

公布の日

島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の分限に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 27 条第 2 項並びに第 28 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員（以下「職員」という。）の意に反する降給の<u>事由</u>、免職及び休職の<u>手続及び効果並びに失職の例外</u>に関し、規定することを目的とする。</p> <p>(降給の<u>事由</u>)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>(<u>失職</u>の例外)</p> <p>第 6 条 任命権者は、法第 16 条第 1 号に該当するに<u>至った職員（その罪が本人の故意又は重大な過失によるものを除く。）が、刑の執行を猶予された場合において、情状により特に必要があると認めるときは、</u>その職を失わないものとするができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 27 条第 2 項並びに第 28 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員（以下「職員」という。）の意に反する降給の<u>理由</u>、免職及び休職の<u>手続及び効果並びに失職の理由の特例</u>に関し、規定することを目的とする。</p> <p>(降給の<u>理由</u>)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>(<u>失職理由</u>の例外)</p> <p>第 6 条 任命権者は、法第 16 条第 1 号に該当するに<u>至った職員のうち、刑の執行を猶予された者でその罪が公務上の過失によるものであり、かつ、故意又は重大な過失によらないものであるときは、情状により特にその職を失わないもの</u>とすることができる。</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。